

保護者のみなさんへ(お知らせ)

平成30年度私立幼稚園就園奨励費補助金について

和泉市では、私立幼稚園に在園する満3～5歳児の保護者の経済的負担を軽減するために、私立幼稚園の設置者が入園料・保育料等の減免を行う場合、次に定める範囲内で市から補助金を交付しています。補助を希望される保護者の方は、幼稚園を通じて申請を行ってください。

○対象者及び補助限度額

対象者は、和泉市に居住(住民登録)し、私立幼稚園に満3・3・4・5歳児を就園させ、平成30年度の市民税額等が裏面の表の区分に該当する方です。該当するかわからない場合は申請していただくと市で判定します。また、補助限度額(年額)は、裏面の表の区分によります。ただし、途中入園・途中退園および転入・転出の場合は、月割りで計算となります。

また平成26年度より、小学校1～3年生の兄・姉がない世帯で同時に2人以上就園している世帯や、小学校1～3年生の兄・姉がある世帯については、第2子以降の園児について、税額に関わらず補助金の対象となりますので、必ず申請してください。

平成28年度より、ひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置が創設されました。また、裏面の表における階層区分がⅠ～Ⅲ(市民税所得割額が77,100円以下)の世帯の、多子軽減の算定対象となる年齢制限が撤廃されています。詳細は裏面をご覧ください。

なお、就園奨励費は税額控除前(調整控除を除く)の課税額で判定されます。

※就園奨励費については、文部科学省から経費の一部が助成されています。

○申請手続き

就園奨励費補助金に関する調書(別紙様式1)を幼稚園へ提出してください。

なお、市・府民税課税証明書等は提出不要ですが、所得の申告を必ず済ませておいてください。

様式1(調書)を提出後、所得申告を修正された方はこども未来室まで必ずご連絡ください。

ただし、平成30年1月2日以後に和泉市に転入された方は、前市町村での平成30年度市・府民税課税証明書等を添えて提出してください。

課税証明書はその年の1月1日現在住所地の市町村、もしくは所得申告している市町村で発行されます。

なお、配偶者を扶養控除の対象としていない場合は、配偶者の方の課税証明書も必要です。

※生活保護法の規定による保護を受けている世帯は、福祉事務所長の証明書が必要です。

注)この補助は、居住(住民登録)している市町村が月単位で実施する事業ですので、幼稚園が変わらなくても居住市が変わった(転居した)場合には、すみやかに幼稚園に連絡し手続きをして下さい。もし、手続きがもれた場合、補助が受けられないこともありますので注意して下さい。

○提出期限 平成30年6月29日(金)

○結果の通知 12月中に幼稚園から通知します。

問合せ先 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7-5

和泉市こども部こども未来室

Tel 直通99-8137・代表41-1551 内線1531

I. 階層区分ごとの補助限度額

区分	平成30年度市民税所得割課税額 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、 父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。	補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯	入園料、保育料の 合算額	308,000円		
II	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)		272,000円	308,000円	
III	市民税所得割額77,100円以下		187,200円	247,000円	308,000円
IV	市民税所得割課税額211,200円以下		62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯				154,000円	308,000円

II. 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

①区分 I～III

年齢に関わらず、保護者と生計を一にする者は多子計算の対象とします。

必ずしも同居を要件としているものではありませんので、例えば、勤務、通学、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居をともしすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取り扱いますので、対象になる方がいる場合は、「就園奨励費補助金に関する調書(別紙様式1)」の「③幼児の属する世帯の状況」に氏名等を記入してください。

②区分 I～III以外の世帯

幼稚園児及び小学校1～3年生までの兄・姉の人数により多子世帯の負担軽減をします。

認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援(知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部に通う又は児童デイサービス)を利用する就学前の兄・姉がいる場合、兄・姉を幼稚園児とみなし、第2子以降の対象となります。この場合、在園証明書や受給者証のコピーを提出して下さい。

III. ひとり親世帯等の特例

区分	平成30年度市民税所得割課税額 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、 父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。	補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
II	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	入園料、保育料の 合算額	308,000円		
III	市民税所得割額77,100円以下		272,000円	308,000円	

※ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とします。

- ア. 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- イ. 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- エ. 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- オ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- カ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- キ. 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
- ク. その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

ひとり親世帯等の確認について

上記に該当する場合、就園奨励費補助金に関する調書(別紙様式1)の該当欄にチェックをしてください。

ウ～キに該当する場合は、身体障害者手帳等の写しの提出が必要です。

注1. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用します。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

2. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額が限度となります。